

第3回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議  
次 第

日 時：令和4年11月30日（水）14：00～

場 所：本部会議室（北庁舎2階）

1 開 会

2 議 事

- (1) 防疫措置の進捗状況について
- (2) 養鶏農家への支援について
- (3) 養鶏場への注意喚起の取組について
- (4) 風評被害対策について
- (5) その他

3 閉 会

第3回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和4年11月30日（水）

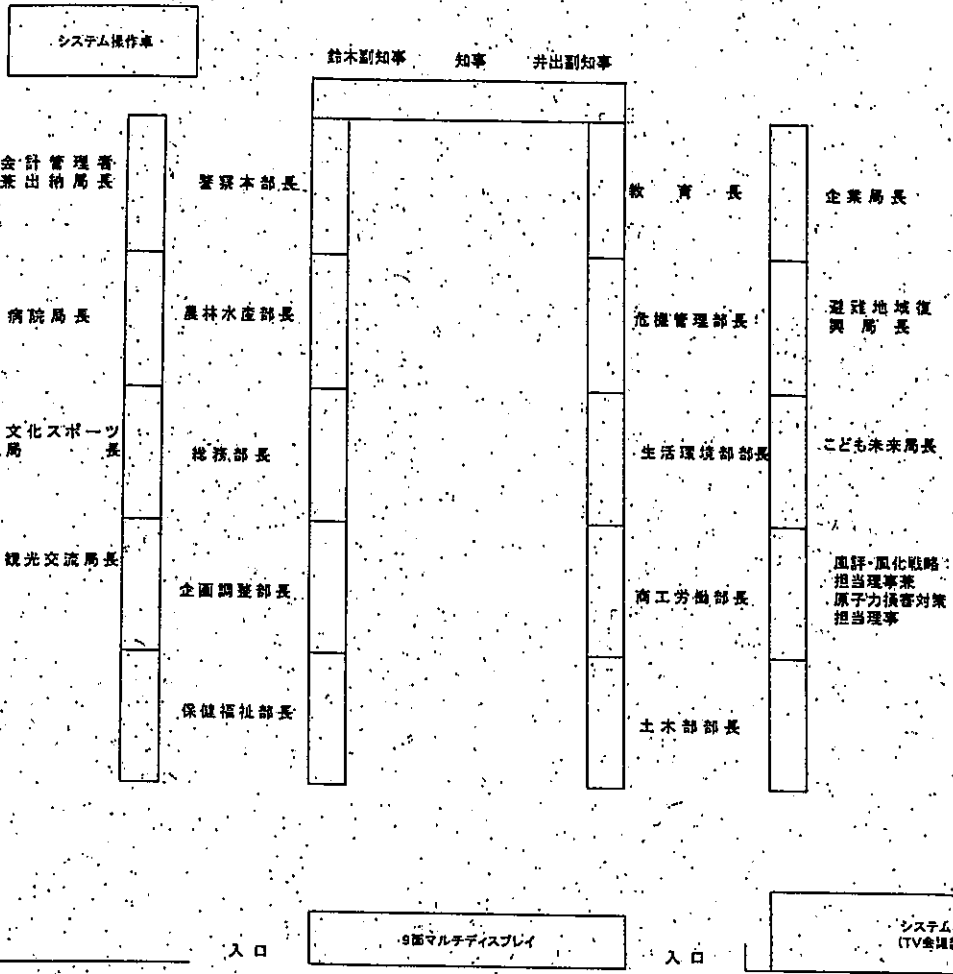
14:00～

場所：北庁舎2階 本部会議室

所 属	職 名	氏 名
	知 事	内堀 雅雄
	副知事	鈴木 正晃
	副知事	井出 孝利
総務部	部 長	安齋 浩記
危機管理部	部 長	渡辺 仁
企画調整部	部 長	橋 清司
生活環境部	部 長	久保 克昌
保健福祉部	部 長	國分 守
商工労働部	部 長	小笠原 教子
土木部	部 長	曳地 利光
教育委員会	教 育 長	大沼 博文
警察本部	本 部 長	児嶋 洋平
会計管理者兼出納局	会計管理者(兼)局長	金子 市夫
企業局	局 長	山寺 賢一
病院局	局 長	三浦 爾
避難地域復興局	局 長	松本 雅昭
文化スポーツ局長	局 長	永田 嗣昭
子ども未来局長	局 長	鈴木 竜次
観光交流局長	局 長	市村 尊広
風評・風化戦略担当理事兼原子力損害 対策担当理事		白石 孝之
農林水産部	部 長	小柴 宏幸
農林水産部生産流通総室	次 長	鈴木 幸則
畜 産 課	課 長	本多 巖
〃	専門獣医技師	三瓶 直樹

# 高病原性鳥インフルエンザ対策本部 会議座席表

R4.11.30



## 高病原性鳥インフルエンザの進捗状況について

令和4年11月30日

農 林 水 産 部

### 1 農場の概要

(1) 所在地：福島県伊達市

(2) 飼養状況：肉用鶏 14, 474羽

※これまでの飼養羽数17, 000羽は生産者からの聞き取りによる概数であり、殺処分終了時に最終の飼養羽数が上記のとおり確定しました。

(3) 飼養棟数：2棟

### 2 経緯

11月28日(月)

8:45 農場から異常家きんの通報

13:30 県北家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中13羽陽性

14:30 福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催

15:20 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

11月29日(火)

3:00 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員71名を現地へ派遣

4:00 精密検査の結果、H5亜型と確認

6:00 疑似患畜確定

6:00 第1回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催

6:10 殺処分開始

9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

14:00 第2陣として県職員70名を現地へ派遣

22:00 第3陣として県職員44名を現地へ派遣

23:35 殺処分完了(14, 474羽)

11月30日(水)

6:00 第4陣として県職員42名を現地へ派遣

3 防疫措置の進捗状況について(11月30日13時時点)

(1) 殺処分

14,474羽(進捗率100%)の殺処分完了

(2) 鶏舎の清掃消毒と埋却状況について

2棟の清掃・消毒と処分鶏等の埋却作業中

(3) 動員者数について

延べ 325名

内訳：県職員 227名

市町村職員 58名

団体職員 40名

(4) 制限区域の設定

(ア) 半径3km以内の1箇所 約14,000羽の農場に移動制限

11/29 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

(イ) 半径3km～10km以内の22箇所 合計約630,000羽の農場に搬出制限

(5) 消毒ポイントの稼働について

4箇所を設置、稼働済み。

# 養鶏農家への支援について

令和4年11月30日  
農林水産部

## 1 発生養鶏農家への支援

### (1) 家畜伝染病予防費手当金

殺処分家畜等に対する手当金を家畜の評価額の全額支給

### (2) 家畜防疫互助基金支援事業

新たに鶏等を導入し、経営を再開する場合は、経営支援互助金を交付。

### (3) 融資（家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金）

経営の再開に必要な経費に対する融資

## 2 移動制限・搬出制限区域内の養鶏農家への支援

### (1) 家畜伝染病予防費負担金

売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成

### (2) 融資（家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金）

経営の継続に必要な経費に対する融資

## 3 移動制限・搬出制限区域外の養鶏農家への支援

### (1) 融資（家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金）

家畜等の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受けた者を対象とした経営の継続に必要な経費に対する融資

【高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する支援】

1 短期的支援 ※発生の影響を受け、早期に対応が必要になり得る支援。

① 経営支援対策

		農業者への支援	
区分	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
a. 家畜伝染病予防費手当金 (法定)	<p>○ 殺処分家畜等に対する手当金 (患者：家畜の評価額の1/3) (疑似患者：家畜の評価額の4/5)</p> <p>○ 殺処分家畜等に対する特別手当金 (患者：家畜の評価額の2/3) (疑似患者：家畜の評価額の1/5)</p> <p>○ 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金(1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施)</p>		
b. 家畜伝染病予防費負担金 (法定)	<p>○ 国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置</p>	<p>○ 農家に対する助成措置</p> <p>・ 売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成</p> <p>・ 国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置</p>	

農業者への支援

区分	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
c. 融資 利率 R4.11.18現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異な る。	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 貸付対象：家畜等の処分により経営の停止 又はこれに準ずる深刻な影響を 受けた者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：家畜等の移動制限又は搬出制限 の対象となった家畜を飼養する 者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：①移動制限又は搬出制限が行わ れた区域内の農家又はと畜場等 の畜産関連施設との、家畜等の 取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物 の輸出が停止された区域内の畜 産経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金 貸付対象：家畜等の価格低下、出荷減少等 による経済的影響を受けた者
	(・資金使途：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費) 貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 償還期限：7年以内(据置3年以内) 貸付利率：1.025%	貸付限度額：52千円/100羽 償還期限：7年以内(据置3年以内) 貸付利率：1.025%	貸付限度額：52千円/100羽 償還期限：7年以内(据置3年以内) 貸付利率：1.025%
	地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する		
	○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄振興開発金融公庫) ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分(※)又は600万円 ・償還期限：15年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.35~0.65% ※年間経営費の6/12(6か月分)に相当する額又は粗収益の6/12(6か月分)に相当する額のいずれか低い額		



## ② 防疫対策

区分	都道府県等への支援
<p>家畜伝染病予防費負担金 (法定)</p>	<p>○家畜の伝染性疾病のまん延防止（都道府県への支援） 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う消毒ポイントの設置等に要する経費を支援（1/2（薬品は10/10））。</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕</p>

### 【お問合せ先】

<p>①経営支援対策</p>	<p>a. 家畜伝染病予防費手当金 b. 家畜伝染病予防費負担金</p> <p>お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292</p>	<p>c. 融資</p> <p>・家畜疾病経営維持資金 制度に関するお問合せ先：畜産局企画課 代表：03-3502-8111（内線4896） ダイヤルイン：03-3502-5981 借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など</p> <p>・農林漁業セーフティネット資金 □（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505） □沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840） □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど</p>
<p>②防疫対策</p>	<p>お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292</p>	

2 中長期的支援 ※経営再開・継続のために求められる支援及び地域の発生予防に向けた取組への支援  
 ①経営支援対策

区分	発生農家		家族型		企業型		
	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)	
a. 家畜防疫互助基金支援事業 (予算)	○加入農家が新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちようを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。						
	上限単価						
	鶏	採卵鶏(成鶏)	810円/羽	970円/羽	970円/羽	970円/羽	970円/羽
		"(育成)	380円/羽	30円/羽	450円/羽	450円/羽	450円/羽
	肉用鶏	種鶏(成鶏)	1,100円/羽	1,340円/羽	1,340円/羽	1,340円/羽	1,340円/羽
		"(育成)	510円/羽	620円/羽	620円/羽	620円/羽	620円/羽
	うずら		200円/羽	200円/羽	200円/羽	200円/羽	
	あひる		320円/羽	320円/羽	320円/羽	320円/羽	
	きじ		320円/羽	320円/羽	320円/羽	320円/羽	
	ほろほろ鳥		320円/羽	320円/羽	320円/羽	320円/羽	
七面鳥		320円/羽	320円/羽	320円/羽	320円/羽		
だちよう		31,900円/羽	31,900円/羽	31,900円/羽	31,900円/羽	31,900円/羽	
企業型： 常時雇用する従業員（事業主と生計を同一にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入。 家族型： 企業型の加入条件に該当しない者が加入。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。） ○殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちようを自身の負担により焼却・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。							

農業者への支援

区分	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
b. 融資 利率 R4.11.18現在 ※融資実行までの期間 は案件によって異なる。	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 貸付対象：家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：①移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者
(・資金使途：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費)			
・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：1.025%		・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：1.025%	
地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する			
○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫) ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分(※)又は600万円 ・償還期限：15年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.35~0.65% ※年間経営費の6/12(6か月分)に相当する額又は粗収益の6/12(6か月分)に相当する額のいずれか低い額			

② 防疫対策

区分	都道府県等への支援
消費・安全対策交付金 (予算)	<p>○家畜の伝染性疾病の発生予防（都道府県、市町村、農協、生産者団体等への支援）                  ・地域が一体となった農場における防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援（1/2）                  [ ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 ]</p>

【お問合せ先】

①経営支援対策	<p>a. 家畜防疫互助基金支援事業                  □（一社）日本養鶏協会（03-3297-5515）</p> <p>b. 融資                  ・家畜疾病経営維持資金                  制度に関するお問合せ先：畜産局企画課                  代表：03-3502-8111（内線4896）                  ダイヤルイン：03-3502-5981                  借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など</p> <p>・農林漁業セーフティネット資金                  □（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505）                  □沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840）                  □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど</p>
②防疫対策	<p>お問合せ先：消費・安全局動物衛生課                  代表：03-3502-8111（内線4582）                  ダイヤルイン：03-3502-8292</p>

# 養鶏場への注意喚起の取組について

令和4年11月30日

農 林 水 産 部

県では、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生に備え、平時から養鶏場等への飼養衛生管理に係る指導、全ての農場・関係者へ国内外の発生状況を共有、飼養鶏のモニタリングによる監視などに取り組んできたところ。

特に、令和2年度の全国での多発事例や近年早期化・長期化する発生時期等を踏まえ、家きん舎・車両の消毒や壁・金網の破損修繕等の衛生管理の徹底により農場内にウイルスを侵入させない取組を周知してきた。

この度の、県内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、下記の緊急対応を行っている。

## 1 農場への周知・聴き取り

各家畜保健衛生所から、県内農場での簡易検査陽性及び疑似患畜の確認を速やかに各養鶏場へ周知するとともに、家きんの状態・異常の有無を電話で聴き取り。併せて、発生防止に向けた注意喚起を行っている。

対象：168 農場（100羽以上飼養する農場全て。※発生農場を除く）

時期：① 簡易検査陽性事例の発生時（11月28日14時半頃～）

② 疑似患畜の確認時（11月29日6時頃～）

結果：全ての農場で異常は確認されなかった。

## 2 関係団体への情報共有等

関係団体会議を開催し、県内の畜産関係団体へ高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生及び今後の対応等について情報を共有するとともに、風評の防止や早期清浄化へ向けた協力を依頼した。（11月29日11時～）

## 3 注意喚起チラシによる啓発

疑似患畜の確認後、速やかに、農場に向けた家きんの健康観察の徹底、異常が確認された場合の早期通報等に関する注意喚起のチラシを作成し、啓発に活用している。（別紙）

プレスリリースや県ホームページへの掲載により、正しい理解の醸成に向けた取組や相談窓口を広く周知している。

県内で

別紙



# 高病原性鳥インフルエンザ が発生しました

高病原性鳥インフルエンザは

- 家きん（鶏など卵や肉の生産目的で飼育する鳥類）などの鳥類が感染する病気です。
- 鳥類に対して強い病原性を示します。
- 鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例はありませ

家きんを飼育されている方は以下の取組に御協力をお願いします。

- 家きんの健康観察の徹底
- 家きん舎への部外者の立入り禁止
- 家きん舎の消毒
- 異常が確認された場合の早期通報 など

【お問合せ先】

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

受付時間（平日）8：30～21：00（土日祝日）9：00～17：15

【鳥インフルエンザ一般に関すること】 024-521-8027（農林企画課）

【人の健康相談に関すること】 024-521-7408（地域医療課）

【野鳥に関すること】 平日：024-521-7210（自然保護課）

土日祝日：0243-24-6631（野生生物共生センター）

【周辺養鶏場の経営相談に関すること】 024-521-7344

-7336（農業振興課）

↓家きんに異常が確認された場合は管轄の家畜保健衛生所へご連絡ください↓

福島県中央家畜保健衛生所 0247-57-6131（管轄：県中、県南、いわき地方）

福島県県北家畜保健衛生所 024-531-1301

福島県会津家畜保健衛生所 0242-25-0599

福島県相双家畜保健衛生所 0244-24-3451

受付時間 平日・土日祝日問わず24時間体制

# 風評被害防止対策について

令和4年11月30日  
農林水産部

## 1 消費者等を対象とした情報発信（11月29日）

- (1) 県内大手スーパーをはじめ流通、販売業者等に対して、食品の安全性に関するチラシ（※1）を送付し、消費者に対する情報発信を依頼するとともに、県産鶏肉等が不当な扱いを受けることがないように要請した。
- (2) 鳥インフルエンザに関する情報や食品の安全性について、HP掲載やチラシの掲示（※1及び2）により正確な知識の周知を行っている。

## 2 相談窓口の設置（11月29日）

「鳥インフルエンザ一般」、「人の健康」、「野鳥」および「周辺養鶏場の経営」に関する相談窓口を、各部（農林水産部、保健福祉部、生活環境部）に設置した。

### 【消費者等を対象に情報発信したチラシ】

**ご安心ください、店頭  
鶏肉・鶏卵は安全です。**

**国産鶏肉・鶏卵は安全です。**

鶏肉・鶏卵からは  
鳥インフルエンザに感染しません。

鳥インフルエンザは、主に鳥類の間で伝播する病気です。鶏肉や鶏卵を適切に調理すれば、ウイルスは死滅し、人に感染することはありません。

食肉の安心を担保する  
食肉検査センター

※1

**県内で  
高病原性鳥インフルエンザ  
が発生しました**

高病原性鳥インフルエンザは、  
家きん（鶏など卵や肉の生産目的で飼育する鳥類）  
の鳥類が感染する病気です。  
● 鳥類に対して強い病原性を示します。  
● 鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例はあり  
ません。

**高病原性鳥インフルエンザのまん延を防ぐため  
家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を行います**

- 発生した農場の鶏の殺処分
- 殺処分した鶏などの埋却処理
- 発生した農場の消毒
- 発生した農場の周辺での通行規制・車両消毒  
など

お問い合わせ先  
福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

受付時間  
（平日）8:30～21:00  
（土日祝）9:00～17:15

【鳥インフルエンザ一般に関すること】 024-521-8027（農林企画課）  
【人の健康相談に関すること】 024-521-7408（地域保健課）  
【野鳥に関すること】 平日：024-521-7210（自然保護課）  
土日祝日：0243-24-6631（野生動物共生センター）  
【周辺養鶏場の経営相談に関すること】 024-521-7344  
-7336（農業振興課）

※2